

## 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

## 告示

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課) 一
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退 (同) 一
- 平成十三年宮城県告示第九百五十八号(漁港管理条例第十条の二第一項に基づく施設の指定)の一部改正 (水産業基盤整備課) 一
- 建設業の営業の停止(二件) (事業管理課) 二
- 都市計画の変更 (都市計画課) 二
- 宮城県農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託 (教育庁高校教育課) 三
- 土地改良区の定款変更の認可 (仙台地方振興事務所) 三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) 三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (同) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (産業人材対策課) 四
- 学校教育法施行細則の一部を改正する規則 (教育委員会) 四
- かご漁業の制限 (宮城海区漁業調整委員会) 四

## 告示

ページ

## ○宮城県告示第八十一号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、令和四年一月二十日次の者を指定した。

令和四年二月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
宮澤恵美子	内臓内科学科	医療法人清仁会 石巻内科透析クリニック	石巻市須江字館山根百五番地
小林隆夫	呼吸器内科学科	医療法人こばやし医院	石巻市蛇田字南経塚七番三号
廣澤貴志	外科	医療法人青翔会 北みやぎ外科クリニック	大崎市古川幸町一丁目七番二十号
北西龍太	小児科	大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一号
川村善宣	耳鼻咽喉科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地

## ○宮城県告示第八十二号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

令和四年二月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
高野信夫	内科	塩竈市立病院	塩竈市香津町七番一号

## ○宮城県告示第八十三号

平成十三年宮城県告示第九百五十八号(漁港管理条例第十条の二第一項に基づく施設の指定)の一部を次のように改正し、令和四年二月十八日から施行する。

令和四年二月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

表雄勝漁港の項中

「 泊地  
② 雄勝物揚場横泊地  
石巻市雄勝町雄勝地先のうち別図に示す延長八五メートル及び幅員三〇メートル  
を

「 泊地  
② 雄勝物揚場横泊地  
石巻市雄勝町雄勝地先のうち別図に示す延長一一五メートル及び幅員三〇メートル  
に改める。

○宮城県告示第八十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

令和四年二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分をした年月日

令和四年二月十八日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 丹野土木株式会社 丹野 武子	主たる営業所の所在地 柴田郡川崎町大字今宿字町尻六番地の一	建設業許可番号 (宮城県知事許可) 特一二十九 第二千八百九十一号
-------------------------------------	----------------------------------	--

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業のうち公共工事に係るもの

2 営業停止期間

令和四年三月四日から令和四年七月一日までの百二十日間

四 処分の原因となった事実

丹野土木株式会社の元取締役は、ソフトウェア開発会社社員と共謀の上、川崎町建設水道課元参事に請託し、公共工事の設計や積算等に使用される労務、資材等に関する単価表の情報提供を受け、令和二年十一月二十六日頃から令和三年四月二十七日頃までの間に、その謝礼として同元参事に商品券を供与し、もって、同元参事の職務に関し請託して賄賂を供与した。

これにより、令和三年十二月二十七日に、仙台地方裁判所から贈賄の罪により懲役十月（執行猶予三年）の判決を受け、その刑が確定した。

このことは、法第二十八条第一項第三号に該当する。

○宮城県告示第八十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

令和四年二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分をした年月日

令和四年二月十八日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 有限会社藤倉クレーン 遠山 恵志	主たる営業所の所在地 塩竈市新浜町三丁目二番五号	建設業許可番号 (宮城県知事許可) 般一 第一万八千六百六十九号
---------------------------------------	-----------------------------	---

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

とび・土工工事業に関する営業のうち民間工事に係るもの

2 営業停止期間

令和四年三月四日から同月六日までの三日間

四 処分の原因となった事実

有限会社藤倉クレーンは、令和元年十二月十八日に、塩竈市内の工事現場で移動式クレーンの転倒防止のために必要な措置を講じず、同クレーンを横転させて付近に駐車中の自動車に同クレーンのブームを激突させ、同自動車内及び付近にいた工事関係者一人を死亡させ、四人に傷害を負わせた。

これにより、令和三年十月二十二日に仙台簡易裁判所から、同社は労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）違反により、当日移動式クレーンを運転操作する業務に従事していた同社役員（当時）は労働安全衛生法違反及び業務上過失致死傷罪によりそれぞれ罰金刑の略式命令を受け、いずれもその刑が確定した。

このことは、法第二十八条第一項第三号に該当する。

○宮城県告示第八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画に  
ついでに関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。  
令和四年二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画道路

二 都市計画の変更の種別及び名称

1 変更

(一) 名称

三・三・三十三号 曾波神稲井線

三・六・四十二号 稲井浦宿線

三・四・二百二号 女川海岸線

三・五・二百三号 浦宿女川線

(二) 追加する部分

石巻市 真野字東谷地、同字新丸森、同字平形四番、沢田字新平形、同字新八幡下、同字八

幡下一番、同字台、同字金山、同字折立山、同字折立入山、同字大蛇峯、同字前山及

び沼津字拾枚山の各一部

女川町 浦宿浜字篠浜山、同字安住、同字天王、同字供養、同字寄木、同字三郎浜、同字中

崎、同字浦宿、同字浜田、同字原、同字小屋ノ口、同字十二神及び旭が丘一丁目の各

一部

(三) 廃止する部分

石巻市 真野字東谷地、同字新丸森、同字平形四番、沢田字新平形、同字磯田一番、同字台、

同字金山、同字日影山、同字折立入、同字折立山、同字折立入山、同字行

兼山、同字志の畑及び同字前山の各一部

女川町 浦宿浜字小屋ノ口及び同字十二神の各一部

2 廃止

三・四・二百一号 旭が丘万石浦線

○宮城県告示第八十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高  
等学校の農産物の東京都中央卸売市場食肉市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和四  
年一月十一日次のとおり委託した。

令和四年二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

名取市増田一丁目十二番三十六号 名取岩沼農業協同組合

二 委託期間

令和四年一月十一日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県告示第八十八号

名取土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二  
項の規定により、令和四年二月九日認可した。  
なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台  
地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和四年二月十八日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 富 田 政 則

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第  
五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次の  
とおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和四年二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人清仁会 石巻内科透析クリニック	石巻市須江字館山根百五	令和四年二月一日
アイン薬局名取店	名取市増田字柳田八一三	令和四年二月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第  
六十五条の規定により、次のとおり育成医療及び更生医療を行う医療機関として指定した指定自立支

援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和四年二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担当する医療の種類	所 在 地	辞 退 年 月 日
わたのは薬局	調剤	石巻市さくら町五丁目七-五	令和三年十一月三十日
アイン薬局名取店	調剤	名取市増田字柳田六一	令和三年十二月三十一日
くるみ薬局	調剤	角田市角田字田町百二十三-一六	令和三年十二月三十一日
大崎調剤薬局古川西店	調剤	大崎市古川大宮一丁目二-六十九	令和三年十二月二十九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和四年二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 令和四年度離職者等再就職訓練事業（長期高度人材育成コース）「保育士養成業務（Kコース）」 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 経済商工観光部産業人材対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和四年一月三十一日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 学校法人曾根学園 仙台市青葉区木町通二丁目三番三十九号
- 五 落札金額 二万九千七百円（一人当たりの月額単価）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和四年一月十四日

### 教育委員会

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月十八日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第二号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和三十年宮城県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六号」の下に「。以下「法」という。」を、「第三百四十号」の下に「。以下「施行令」という。」を、「第十一号」の下に「。以下「施行規則」という。」を加え、「学校等」を「並びに学校等」に改め、「並びに学期その他県立学校における教育の実施」を削る。

第二条第一号中「学校教育法（以下「法」という。）を「法」に改め、同条第三号中「学校教育法施行令（以下「施行令」という。）を「施行令」に改め、同条第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六号中「別記第六号様式」を削り、「から別記第二十七号様式まで及び別記第二十八号様式から別記第三十七号様式まで」を、「別記第十八号様式、別記第二十三号様式から別記第二十五号様式まで、別記第二十七号様式から別記第三十五号の二様式まで及び別記第三十七号様式」に改め、同条第五号を第六号とし、同条第四号中「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者」を「視覚障害者等」に改め、同条を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 認定特別支援学校就学者 施行令第五条に規定する認定特別支援学校就学者をいう。

第三条の前の見出し中「視覚障害者等」を「特別支援学校への就学」に改め、同条第一項中「うち視覚障害者等」を「うち認定特別支援学校就学者」に、「視覚障害者等である」を「特別支援学校に就学させるべき」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、施行令第十一条の二から第十二条の二までの場合の通知について準用し、通知書（別記第一号の二様式）をもつてしなければならない。

第三条の二の次に次の一条を加える。

第三条の三 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒でその障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化により当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の設置する小学校、中学校又は義務教育学校に就学することが適当であると認めた旨の通知は、通知書（別記第二号の四様式）をもつてする。

2 前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対する通知を受け、当該特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると認めた旨の通知は、通知書（別記第二号の五様式）をもつてする。

第四条中「第三条第一項」の下に「同条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（区域外就学等の届出の通知）

第四条の二 第三条第一項の通知に係る児童生徒等について、その通知の後に施行令第九条第一項又

は第十七条の届出があつた旨の通知は、通知書（別記第三号の二様式）をもつてしなければならない

い。  
第五条の見出し中「視覚障害者等」を「特別支援学校」に改め、同条第一項中「第三条」を「第三

条第一項」に、「うけた」を「受けた」に、「施行令第十八条の通知を受けた学齢児童及び学齢生徒

並びに」を「及び」に、「新設廃止等」を「新設、廃止等」に改める。

第六条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第六条 削除

第七条に見出しとして「（区域外就学等）」を付し、同条第二項中「児童、生徒等」を「児童生徒等」

に改める。

第十五条第一項中「学校教育法施行規則（以下「施行規則」という。）を「施行規則」に改める。

第二十三条第一項中「別記第三十一号様式」の下に「又は別記第三十一号の二様式」を加え、「（別

記第三十一号の二様式）」を「（別記第三十一号の三様式）」に改める。

第二十五条中「別記第三十四号様式」の下に、「別記第三十四号の二様式又は別記第三十四号の三

様式」を、「別記第三十五号様式」の下に「又は別記第三十五号の二様式」を加える。

別記第一号様式を次のように改める。

別記第一号様式（第3条関係）

第 年 月 日

宮城県教育委員会 殿

吉町村教育委員会

児童の特別支援学校への就学について（通知）

学齢簿を作成した者のうち、下記の者は、特別支援学校への就学が適切と考えられますので、関係書類を添え学校教育法施行令第11条の規定により通知します。

記

番号	ふりがな 児童の氏名	性別	生年月日	主たる障害名 「主たる障害」の 説明・根拠	併せ有する障害名 「併せ有する障害」 の説明・根拠	医療的ケア の有無	就学予定の学校名	現在の在籍等状況
			・					
			・					
			・					
			・					
			・					

(注)

- ① 主たる障害名及び併せ有する障害名の欄には、「視覚障害」、「聴覚障害」、「知的障害」、「肢体不自由」又は「病弱」のいずれかを記入する。
- ② 「主たる障害」の説明・根拠及び「併せ有する障害」の説明・根拠の欄には、身体障害者手帳又は療育手帳の有無や診断名等を記入する。
- ③ 医療的ケアの有無の欄には、学校で看護職員による処置が必要な場合は「有」を、必要ない場合は「無」を記入する。
- ④ 現在の在籍等状況の欄には、「〇〇幼稚園」、「在宅」等の在籍の状況を記入する。

別記第一号様式の次に次の二様式を加える。

別記第一号の2様式(第3条関係)

第 年 月 日

宮城県教育委員会 殿

市町村教育委員会

児童生徒の特別支援学校への就学について(通知)

下記の者は、特別支援学校への就学が適切と考えられますので、関係書類を添え学校教育  
法施行令第11条の2(第11条の3、第12条、第12条の2)の規定により通知します。

記

番号	ふりがな 児童生徒の氏名	性別	生年月日	主たる障害名 「主たる障害」の 説明・根拠	併せ有する障害名 「併せ有する障害」 の説明・根拠	医療的ケア の有無	就学予定の学校名 現在の在籍状況
			・				
			・				
			・				
			・				
			・				
			・				
			・				

(注)

- ① 主たる障害名及び併せ有する障害名の欄には、「視覚障害」、「聴覚障害」、「知的障害」、「肢体不自由」又は「病弱」のいずれかを記入する。
- ② 「主たる障害」の説明・根拠及び「併せ有する障害」の説明・根拠の欄には、身体障害者手帳又は療育手帳の有無や診断名等を記入する。
- ③ 医療的ケアの有無の欄には、学校で看護職員による処置が必要な場合は「有」を、必要ない場合は「無」を記入する。
- ④ 現在の在籍状況の欄には、「〇〇小学校(知的障害学級 年)」等の在籍の状況を記入する。



別記第1号様式「(市町村)教育委員会教育長」や「(市町村)教育委員会教育長」に付する  
 別記第2号の3様式「宮城県教育委員会」や「教育委員会」に付「宮城県立 学校長」や「特  
 別支援学校長」に付「小・中・義務教育学校」や「小学校(中学校、義務教育学校)」に付「聴覚障害」  
 「知的障害」「肢体不自由」や「聴覚障害」「知的障害」「肢体不自由」又は「」に付する  
 別記第1号の3様式「教育委員会 殿」や「(市町村)教育委員会 殿」に付「小・中・義務教育学校」  
 や「小学校(中学校、義務教育学校)」に付「と連絡」や「へ連絡」に付

生年月日	性別	住 所	在学している た学校名	
			在学期間	宮城県立 学 校
・			・	・

生年月日	性別	住 所	在学している た学校名	
			在学期間	宮城県立 学 校
・			・	・
・			・	・
・			・	・

に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

別記第2号の4様式(第3条の3関係)

第 年 月 日

特別支援学校長

教育委員会 殿

小学校(中学校、義務教育学校)に就学することが適当であると思料する  
 学齢児童(学齢生徒)について(通知)

下記の児童(生徒)は、障害の状況等の変化により小学校(中学校、義務教育学校)への  
 就学が適当と思料しますので、学校教育法施行令第6条の3第1項の規定により通知します。

記

児童生徒 の氏名	生年月日	性別	住 所	在学期間 在学中の主 たる障害名		保 護 者 の氏名	住 所	備考
				・	・			
・	・			・	・			
・	・			・	・			
・	・			・	・			

別記第2号の5様式(第3条の3関係)

第 号  
年 月 日

宮城県教育委員会 殿

市町村教育委員会

児童生徒の就学先について(通知)

下記の児童生徒は、引き続き特別支援学校に就学させることが適切と判断しましたので、  
学校教育法施行令第6条の3第3項の規定により通知します。

記

児童生徒の名氏	生年月日	性別	学年	保護者の名氏	児童生徒との続柄	住所
計	男子	人	女子	人	合計	人

児童生徒の氏名(文書番号)や「第 号」及び「(市町村)教育委員会教育長」  
や「市町村教育委員会」の名称(印)や署名(記載)や「記載」及び「(追加)(削除)(訂正)」  
や「追加(削除,訂正)」及び「学校教育法施行令」や「学校教育法施行令」及び

「 削除訂正をした生年月日」や「 削除訂正をした年月日」  
並びに同様の次に次の一様

を添付する。



別記第3号の2様式(第4条の2関係)

第 年 月 日

宮城県教育委員会 殿

市町村教育委員会

区域外就学等の届出について(通知)

下記の児童生徒について、区域外就学等の届出があったので、学校教育法施行令第13条の2の規定により通知します。

記

児童生徒の名氏	生年月日	性別	学年	保護者の名氏	児童生徒との続柄	住所	
計	男子	人		女子	人	合計	人

宮城県立中央総合高等学校「教育委員会 殿」や「市町村教育委員会(特別支援学校校長) 殿」及び「下記」

や「下記」及び「入学について保護者と」や「入学等について、保護者へ」及び

児童生徒の名氏	生年月日	性別	住所	保護者の名氏	児童生徒との続柄	住所	入学期日	主たる障害名	併せ有する障害名	指定した校
..							..			宮城県立 宮城高等学校
計	男子	名		女子	名		計	名		

や

番号	児童生徒の名氏	生年月日	性別	住所	保護者の名氏	児童生徒との続柄	住所	入学期日	主たる障害名	併せ有する障害名	指定した校
	..							..			宮城県立 宮城高等学校
	..							..			宮城県立 宮城高等学校
	..							..			宮城県立 宮城高等学校
	..							..			宮城県立 宮城高等学校
	..							..			宮城県立 宮城高等学校
計	男子	名		女子	名		合計	名			

に於ける。

別記第六号様式を次のように定める。

別記第六号様式 編纂

別記第六号様式に「[国]」や「[保護している]」や「[保護している]」や「[貴県立(特別支援)学校]」や「[〇〇〇〇〇〇(特別支援学校の名称)]」及び「[お願いします]」や「[承諾願います]」を定める。

別記第六号様式に「[あつた]」や「[あつた]」及び「[当県立(特別支援)学校]」や「[〇〇〇〇(県立特別支援学校の名称)]」を定める。

別記第六号様式に「[文書番号]」や「[第 号]」及び「[県立(特別支援)学校長]」や「[特別支援学校長]」及び「[宮城県教育委員会教育長]」や「[教育長]」及び「[国]」や「[下記]」や「[学校教育法施行令第15条の規定により下記]」を定める。

別記第六号様式に「[県立(特別支援)学校長]」や「[〇〇〇〇〇〇(特別支援学校の名称)長]」及び「[〇]」や「[小]」(中)学部」に在学している第 学年」や「[の]」小学部(中学部)第 学年」に在学している〇〇〇〇〇〇」を「[お届けいたします]」及び「[届け出ます]」を定める。

別記第六号様式に「[文書番号]」や「[第 号]」及び「[都道府県教育委員会]」や「[市町村教育委員会]」及び「[市町村教育委員会経由]」や「[県立(特別支援)学校長の氏名]」や「[特別支援学校長]」及び「[国]」や「[当学校の(小)(中)学部]」や「[、]」小学部(中学部)」及び「[退学しましたので]」や「[本校を退学しましたので]」及び「[します]」及び「[します]」を定める。

別記第六号様式に「[文書番号]」や「[第 号]」及び「[市町村]教育委員会]」や「[市町村教育委員会]」及び「[県立(特別支援)学校長の氏名]」や「[特別支援学校長]」及び「[国]」や「[学齢児童]」や「[学齢児童]」及び「[ついて]」や「[ついて]」及び「[下記の児童(生徒)は]」及び「[であります]」及び「[です]」を定める。

別記第六号様式に「[文書番号]」や「[第 号]」及び「[市町村]教育委員会]」や「[市町村教育委員会]」及び「[県立(特別支援)学校長の氏名]」や「[特別支援学校長]」及び「[国]」や「[編纂]」及び「[設置者]」及び「[〇]」や「[〇]」及び「[第 号]」及び「[第 号]」及び「[設置者名]」及び「[設置者]」及び「[国]」や「[〇]」及び「[学校]」(専修学校) (各種学校)」及び「[高等学校(分校) (中等教育学校(分校), 専修学校, 各種学校)』」及び「[(市町村) (市町村学校組合) 立(高等) (中等教育) (特別支援) 学校(専修学校) (各種学校) (分校) の名称]」及び「[、]」〇〇〇〇〇〇(市町村立又は市町村学校組合立の高等学校、中等教育学校、特別支援学校若しくはこれらの分校、専修学校又は各種学校の名称)』」及び「[認可くださる]」及び「[、]」認可くださる」を定める。

別記第六号様式に「[文書番号]」や「[第 号]」及び「[市町村] (市町村学校組合)教育委員会]」や「[市町村 (市町村学校組合) 教育委員会]」及び「[〇]」や「[〇]」及び「[、]」専修学校]」及び「[又

は専修学校の分校]」及び「[設置者名]」及び「[設置者]」及び「[学校]」(専修学校分校) (各種学校分校)』」及び「[幼稚園(分校) (小学校(分校), 中学校(分校), 義務教育学校(分校), 専修学校の分校, 各種学校の分校)』」及び「[(市町村) (市町村学校組合) 立(小学校(中学校) (義務教育学校) (幼稚園) (専修学校) (各種学校(分校) の名称)』」及び「[〇〇〇〇〇〇(市町村立又は市町村学校組合立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校若しくはこれらの分校又は専修学校の分校の名称)』」及び「[、]」お届けします]」及び「[届け出ます]」を定める。

別記第六号様式に「[文書番号]」や「[第 号]」及び「[市町村] (市町村学校組合)教育委員会]」や「[市町村 (市町村学校組合) 教育委員会]」及び「[国]」や「[〇]」及び「[設置者名]」及び「[設置者]」及び「[学校]」(専修学校) (各種学校)』」及び「[学校]」(専修学校, 各種学校)』」及び「[(市町村) (市町村学校組合) 立(小学校(中学校) (義務教育学校) (高等学校) (中等教育学校) (特別支援学校(幼稚園) (専修学校) (各種学校) の名称)』」及び「[〇〇〇〇〇〇(市町村立又は市町村学校組合立の学校、専修学校又は各種学校の名称)』」及び「[、]」お届けします]」及び「[届け出ます]」及び「[届け出ます]」を定める。

「変更の名称」及び「変更後の名称」を定める。

別記第六号様式に「[文書番号]」や「[第 号]」及び「[設置者名]」及び「[設置者]」及び「[国]」や「[〇]」及び「[学校]」の]」及び「[特別支援学校の]」及び「[(市町村) (市町村学校組合) 立(特別支援学校の名称)』」及び「[〇〇〇〇〇〇(市町村立又は市町村学校組合立の特別支援学校の名称)』」及び「[、]」次の]」及び「[次の]」を定める。

別記第六号様式に「[文書番号]」や「[第 号]」及び「[市町村] (市町村学校組合)教育委員会]」や「[市町村 (市町村学校組合) 教育委員会]」及び「[国]」や「[〇]」及び「[設置者名]」及び「[設置者]」及び「[学校]」(専修学校) (各種学校) の]」及び「[(市町村) (市町村学校組合) 立(小学校(中学校) (義務教育学校) (高等学校) (中等教育学校) (幼稚園) (専修学校) (各種学校の名称)』」及び「[〇〇〇〇〇〇(市町村立又は市町村学校組合立の学校(特別支援学校を除く。), 専修学校又は各種学校の名称)』」及び「[、]」次の]」及び「[次の]」及び「[お届けします]」及び「[届け出ます]」及び「[届け出ます]」を定める。

別記第六号様式に「[文書番号]」や「[第 号]」及び「[設置者名]」及び「[設置者]」及び「[国]」や「[〇]」及び「[(市町村) (市町村学校組合) 立(専修学校) の名称]」及び「[〇〇〇〇〇〇(市町村立又は市町村学校組合立の専修学校の名称)』」及び「[、]」次の]」及び「[次の]」及び「[市町村] (市町村学校組合) 教育委員会]」及び「[市町村 (市町村学校組合) 教育委員会]」及び「[〇]」及び「[〇]」及び「[(市町村) (市町村学校組合) 立(各種学校の名称)』」及び「[〇〇〇〇〇〇(市町村立又は市町村学校組合立の各種学

校の名称)」及び「次の」や「次の」及び「お届けします」及び「届け出ます」及び「届

別記第三十一号様式(「文 書 番 号」)及び「第 号」及び「(市町村) (市町村学校組合) 教育委員会」及び「市町村 (市町村学校組合) 教育委員会」及び「設置者名」及び「設置者」及び「(市町村) (市町村学校組合) 立 (高等学校) (中等教育学校) (特別支援学校) (幼稚園) (専修学校) (各種学校) の名称)」及び「○○○○○ (市町村立又は市町村学校組合立の幼稚園, 高等学校, 中等教育学校, 特別支援学校, 専修学校又は各種学校の名称)」及び「, お届けします」及び「届け出ます」及び「届

別記第三十一号様式(「文 書 番 号」)及び「第 号」及び「(市町村) (市町村学校組合) 教育委員会」及び「市町村 (市町村学校組合) 教育委員会」及び「(市町村) (市町村学校組合) 立 (小) (中) (義務教育) (特別支援) 学校の名称)」及び「○○○○○ (市町村立又は市町村学校組合立の小学校, 中学校, 義務教育学校又は特別支援学校の名称)」及び「お届けします」及び「届け出ます」及び「届

別記第三十一号様式(「文 書 番 号」)及び「第 号」及び「(設置者名)」及び「設置者」及び「(市町村) (市町村学校組合) 立 (高等学校) (専修学校) の名称) の (全日制) (定時制) (通信制) の課程) (学科) (高等課程) (専門課程) (一般課程)」及び「○○○○○ (市町村立又は市町村学校組合立の高等学校の名称) の全日制的課程 (定時制の課程, 通信制の課程, 学科)」及び「届

別記第三十一号様式(「文 書 番 号」)及び「第 号」及び「(市町村教育委員会)」及び「市町村 (市町村学校組合) 教育委員会」及び「(市町村) (市町村学校組合) 立 (高等学校の専攻科 (別科))」及び「(市町村) (市町村学校組合) 立 (高等学校の名称) の (専攻科)」及び「○○○○○ (市町村立又は市町村学校組合立の高等学校の名称) の専攻科」及び「, お届けします」及び「届け出ます」及び「届

別記第31号の2様式 (第23条関係)

宮城県教育委員会 殿

第 年 月 日  
設置者

専修学校の課程の設置の認可について (申請)

このたび、○○○○○ (市町村立又は市町村学校組合立の専修学校の名称) の高等課程 (専門課程, 一般課程) を設置したいので、認可くださるよう申請します。

民設第〇〇〇〇番第〇号「(文 書 番 号)」や「第 〇号」及び「(関係設置者名)」や「(関係設置者)」及び「(国) や(県) (市町村) (市町村学校組合) (私) 立 (高等) (中等教育) (特別支援) 学校 (専修学校) (各種学校) の名称」や「〇〇〇〇〇〇 (都道府県立, 市町村立, 市町村学校組合立又は私立の高等学校, 中等教育学校, 特別支援学校, 専修学校又は各種学校の名称)」及び「変更した」や「変更したい」及び「〇〇〇〇」。

民設第〇〇〇〇番第〇号「(文 書 番 号)」や「第 〇号」及び「(関係 (市町村))」や「(関係 (市町村))」及び「(国) や(県) (市町村) (市町村学校組合)」及び「(関係設置者)」及び「(国) (市町村) (市町村学校組合) (私) 立 (小学校) (中学校) (義務教育学校) (幼稚園) の名称」及び「〇〇〇〇〇〇 (都道府県立, 市町村立, 市町村学校組合立又は私立の幼稚園, 小学校, 中学校又は義務教育学校の名称)」及び「, お届けします」や「届け出ます」及び「〇〇〇〇」。

民設第〇〇〇〇番第〇号「(文 書 番 号)」や「第 〇号」及び「(設置者名)」や「(設置者)」及び「(国) や(県) (学校 課程等) や(高等学校 (分校) (中等教育学校 (分校), 特別支援学校 (分校), 専修学校, 各種学校) )」及び「(市町村) (市町村学校組合) 立 (高等学校) (中等教育学校) (特別支援学校) (専修学校) (各種学校) の名称又はその (分校) ((全日制) (定時制) (通信制) の課程) (学科) (高等課程) (専門課程) (一般課程))」や「〇〇〇〇〇〇 (市町村立又は市町村学校組合立の高等学校, 中等教育学校, 特別支援学校若しくはこれらの分校, 専修学校又は各種学校の名称)」及び「改め、同様式の次に次の二様式を加える。」

別記第34号の2様式 (第25条関係)

第 〇 年 〇 月 〇 日  
 宮城県教育委員会 殿  
 設置者

高等学校の課程等の廃止の認可について (申請)

このたび、〇〇〇〇〇 (市町村立又は市町村学校組合立の高等学校の名称) の全日  
 制の課程 (定時制の課程, 通信制の課程, 学科) を廃止したいので、認可くださるよう  
 申請します。

別記第34号の3様式（第25条関係）

宮城県教育委員会 殿	第 年 月 日 号
専修学校の課程の廃止の認可について（申請）	設置者
このたび、〇〇〇〇〇〇（市町村立又は市町村学校組合立の専修学校の名称）の高等課程（専門課程、一般課程）を廃止したいので、認可くださるよう申請します。	

国民総三十日中樂安士「(文 書 番 号)」や「第 号」及び「(市町村) (市町村学校組合) 教育委員会」や「(市町村) (市町村学校組合) 教育委員会」に於て「国」や「専修学校」や「又は専修学校の分校」及び「設置者名」や「設置者」及び「学校、課程等」や「幼稚園(分校) (小学校(分校)、中学校(分校)、義務教育学校(分校)、専修学校の分校、各種学校の分校)」及び「((市町村) (市町村学校組合) 立(小学校) (中学校) (義務教育学校) (幼稚園) (専修学校) (各種学校) (分校) の名称又は(市町村) (市町村学校組合) 立高等学校の名称の(専攻科) (別科))」や「〇〇〇〇〇〇(市町村立又は市町村学校組合立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校若しくはこれらの分校又は専修学校若しくは各種学校の分校の名称)」及び「お届けします」や「届け出ます」に於て「楽安士」及び「楽安士」を記入する。

別記第35号の2様式（第25条関係）

宮城県教育委員会 殿	第 年 月 日
市町村（市町村学校組合）教育委員会	
高等学校の専攻科（別科）の廃止について（届出）	
このたび、〇〇〇〇〇〇（市町村立又は市町村学校組合立の高等学校の名称）の専攻科（別科）を廃止しますので届け出ます。	

記号三十三号様式「(文 書 番 号)」や「第 号」及び「(市町村) (市町村学校組合) 教育委員会」や「(市町村) (市町村学校組合) 教育委員会」並びに「(市町村) (市町村学校組合) 立 (小) (中) (特別支援) 学校の名称)」や「〇〇〇〇〇〇 (市町村立又は市町村学校組合立の小学校、中学校又は特別支援学校の名称)」並びに「(第131条) (第138条) (第140条)」や「第131条 (第138条、第140条)」及び「お届けします」や「届け出ます」並びに「記号三十三号様式中「(文 書 番 号)」や「第 号」及び「(市町村長名)」や「市町村長」並びに「(国) や (都) や (支庁) (委託) (委託の内容変更) (委託の廃止)」や「委託 (委託の内容変更、委託の廃止)」及び「(市町村) は、(学齢児童)」や「(当市 (町、村) は、学齢児童)」及び「(全部) や「全部」及び「(市町村) (市町村学校組合) の名称)」に、(委託) (委託していた内容を変更) (委託していたことの廃止) をしましたので、お届けします」や「〇〇〇〇〇〇 (市町村又は市町村学校組合の名称) に、委託し (委託していた内容を変更し、委託していたことを廃止) しましたので届け出ます」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定、第二条の改正規定（同条第一号及び第三号に係る部分並びに同条第四号に係る部分（同号を同条第五号とする部分を除く。）に限る。）、第四条並びに第五条の見出し及び同条第一項の改正規定、第六条の前の見出しを削る改正規定、同条の改正規定、第七条に見出しを付する改正規定、同条第二項の改正規定、第十五条第一項の改正規定並びに別記第六号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項の規定により、宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く。）において、一トン以上二十トン未満の漁船を使用して行うかこ漁業（以下「かこ漁業」という。）の操業については、次のとおり制限する。

令和四年二月十八日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 關 哲 夫

一 制限期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

二 操業区域

宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く）



## 三 漁業時期

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

## 四 操業の届出

二の操業区域においてかご漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙かご漁業操業事務取扱要領に定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届出をしなければならない。

また、届出の記載事項に変更が生じたときは、遅延なく、委員会に届出をしなければならない。

## 五 条件

1 四の届出をした者（以下「届出者」という。）は、操業する際、委員会が交付する届出を受理したことを証する書面（写しでも可）を漁船に備え付けなければならない。

2 届出者は、操業期間中、別に定める標識を使用する漁船の船体の見やすい場所に表示しなければならない。

3 届出者は、宮城県漁業調整規則（令和二年宮城県規則第三百号）第六十条の規定を遵守しなければならない。

4 ワタリガニ（ガザミ）については、抱卵個体（外子を有する個体）を漁獲した場合は、再放流しなければならない。

5 届出者は、操業する海域において漁業者間で定められている操業ルールを遵守するよう努めるほか、必要に応じて漁業者間で協議し、協調操業体制を確保しなければならない。

6 届出者は、操業する海域において漁場が競合する他の漁業がある場合には、必要に応じて、無線又は船舶電話等により相手方と交信し、トラブルの回避に努めなければならない。

7 届出者は、漁業時期終了後一か月以内に、漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

## (別紙)

## かご漁業操業事務取扱要領

## (操業の届出及び変更の届出)

第一 かご漁業の制限（令和三年度宮城海区漁業調整委員会指示第六号。以下「委員会指示」という。）四の届出（以下「届出」という。）をしようとする者は、漁業協同組合に所属する者にあつては所属漁業協同組合が取りまとめ、かご漁業操業届出書（様式第一号。以下「操業届出書」という。）を宮城海区漁業調整委員会（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県水産林政部水産振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 届出をした者（以下「届出者」という。）は、操業届出書の記載事項に変更が生じたときは、遅

延なくかご漁業変更届出書（様式第二号。以下「変更届出書」という。）を委員会に提出しなければならない。

3 宮城県以外の船籍の者（以下「県外届出者」という。）が届出をしようとする場合は、届出者の住所の所在する都道府県知事の副申書を添えて、かご漁業操業届出書（様式第一号）を委員会に提出しなければならない。

## (届出書の受理)

第二 操業届出書及び変更届出書は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）、その他関係法令に抵触しない場合及び漁業調整上支障がない場合に限り受理するものとする。

## (届出を受理したことを証する書面の交付)

第三 委員会は、第二の規定に基づき届出書を受理したときは、届出者の住所を管轄する地方振興事務所（県外届出者にあつては管轄する都道府県）を通じ、届出を受理したことを証する書面を届出者に交付する。

## (船体の標識)

第四 委員会指示五の2で定める標識は、様式第三号とする。

## (漁獲成績報告書)

第五 委員会指示五の7の漁獲成績報告書は、様式第四号とする。

## (操業届出書等の経由)

第六 操業届出書、変更届出書及び第五の漁獲成績報告書は、届出者を管轄する地方振興事務所（県外届出者にあつては管轄する都道府県）を経由して提出するものとする。



(様式第1号)

かご漁業操業届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会 会長 殿

漁業協同組合 (又は届出者)

㊦

下記のとおり、かご漁業に着業するので届出ます。

届出番号	一連 番号	船 名	漁船登録 番号	総トン数	操業 予定 時期	届 出 者		備考
						住 所	氏 名	
	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							

年 月 日 上記届出を受理

宮城海区漁業調整委員会

海区收受  
印押印欄

(様式第2号)

かご漁業変更届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所  
氏 名  
印

先に届出した内容について、次のとおり変更したので届け出ます。

記

1 船 名 \_\_\_\_\_ 丸

2 漁船登録番号 \_\_\_\_\_

3 届 出 番 号 宮かご第 \_\_\_\_\_ 号○

4 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後
5 変更の理由		

(様式第3号)

宮かご第 号〇

1 文字及び数字(届出番号)の大きさは8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とすること。  
船外機動力漁船にあっては、文字及び数字(届出番号)の大きさは4センチメートル以上とし、太さは1センチメートル以上とする。

2 文字、数字(届出番号)は、黒色とすること。

3 ○印には、所属漁協(宮城県漁業協同組合にあっては、所属支所)の頭文字を記入すること。  
(漁業協同組合に所属していない場合、○印部分の記載は不要)

(様式第4号)

かご漁業漁獲成績報告書

宮城海区漁業調整委員会 会長 殿

提出年月日: 年 月 日

届出番号	宮かご第 号	乗組員数	人(船主を除いた人数)
所属漁協名		1本あたりの使用かご数:	カゴ
届出者氏名	印	1本あたりの総延長:	m
漁船登録番号		総使用本数:	本(何本敷設しているか記入)
漁船名		規 模	主に使用する餌:
総トン数	トン		

1 操業状況

月	操業日数	漁場番号	主な魚種別漁獲量(kg)			金額(千円) ※税抜き
			ガザミ(クマリガニ)	マアサゴ	ミスダコ	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
1						
2						
3						
計						

2 主な水揚げ先

3 操業に要した所要経費

経費(千円)				経費合計(千円)	備考
漁具費	燃料費	餌代	人件費		
			その他( )		

### 宮城県地先海面における「かご漁業」操業区域

共同漁業権

